

★

広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第四十号）（財政課）

一 改正の要旨

道路法施行令の一部改正に伴い、新たに道路を占用できる物件とされた施設に係る道路占用料の新設など、必要な改正を行った。

| 条 例 | 手 数 料 等 の 改 正 内 容 |
|--------------|---|
| 広島県手数料条例 | 建築基準法施行令の一部改正に伴う引用条項の整理等 |
| 広島県道路占用料徴収条例 | 道路法施行令の一部改正に伴い、新たに道路を占用できる物件とされた施設に係る道路占用料の新設 |
| 広島県都市公園条例 | びんご運動公園にびんごアーバンスポーツパークを新設することに伴う利用料金の新設 |

二 施行期日

- 1 2以外の改正 令和七年十二月二十六日
- 2 広島県都市公園条例の改正 令和八年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

| 事務 | 対象市町 |
|-------------------------------------|------|
| 特定都市河川浸水被害対策法に基づく事務のうち、雨水浸透阻害行為の許可等 | 東広島市 |

2 その他必要な規定の整理を行つた。

三 施行期日

- 1 二二の改正 令和七年十二月二十六日
- 2 二一の改正 令和八年四月一日



児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第四十二号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、引用条項を整理するとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことを踏まえ、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするなど、関係条例の規定の整備を行つた。

二 施行期日

令和七年十二月二十六日

★

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（安心保育推進課））

一 改正の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十四号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の令和七年九月三十日付けの給与勧告などを考慮して、職員に適用する給料表及び諸手当の額を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

| 区 | 分 | 改 正 後 | 現 行 |
|------------------------|----------|-------------|--------|
| 医療職給料表(一)適用者 | 三七一、三〇〇円 | 三七〇、四〇〇円 | |
| 医療職給料表(一)以外の給料 表適用者 | 五一、一〇〇円 | 五一、六〇〇円 | |

(2) 通勤手当

ア 自動車の使用距離の区分について、片道百二十二キロメートル以上まで新設した。

イ 自動車等の片道の使用距離の区分に応じた支給月額について、額を改定するとともに、新設する区分の額を定めた。

ウ 通勤のために交通機関等を利用し、かつ、自動車又は自転車等を使用する職員のうち、駐車場を利用し、駐車料金を負担するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）に支給する手当について、限度額を一箇月当たり五千円に引き上げるとともに、駐車料金の二分の一に相当する額とする取扱いを廃止した。

(3) 特地勤務手当に準ずる手当

特地勤務手当に準ずる手当について、採用に伴い支給要件を満たした職員に対しても支給することとした。

(4) 宿日直手当

宿日直手当の限度額を次のとおり改定した。

| 区 | 分 | 改 正 後 | 現 行 |
|--------------------------|--------|-------------|--------|
| 通常の宿直勤務又は日直勤務を行う場合 | 四、七〇〇円 | 四、四〇〇円 | |
| 特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務を行う場 | 七、七〇〇円 | 七、四〇〇円 | |

| | | |
|-------------------------|---------|---------|
| 常直的に宿直勤務又は日直 勤務を行う場合 | 一三、五〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
|-------------------------|---------|---------|

期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

| 区分 | 支給月 | 改正後 | 現行 |
|---------------------------|-----------|----------------------------|--------------------------|
| 職員（特定幹部職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の一〇八・七五 一〇〇分の一〇八・七五 | 一〇〇分の一〇七・五 一〇〇分の一〇七・五 |
| 特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の八八・七五 一〇〇分の八七・五 | 一〇〇分の八七・五 一〇〇分の八七・五 |
| 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の八八・七五 一〇〇分の八七・五 | 一〇〇分の八八・七五 一〇〇分の八七・五 |
| 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の六一・二五 一〇〇分の六一・二五 | 一〇〇分の六〇 一〇〇分の六〇 |
| 時間勤務職員（特定幹部職員に限る。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の五一・二五 一〇〇分の五一・二五 | 一〇〇分の五〇 一〇〇分の五〇 |

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

(6) 勤勉手当

| 区分 | 支給月 | 改正後 | 現行 |
|---------------------------|-----------|------------------------------|----------------------|
| 職員（特定幹部職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の一〇六・一二五 一〇〇分の一〇六・一二五 | 一〇〇分の一〇〇 一〇〇分の一〇五 |
| 特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の一二六・一二五 一〇〇分の一二六・一二五 | 一〇〇分の一二五 一〇〇分の一二五 |
| 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の一二六・一二五 一〇〇分の一二五 | 一〇〇分の一二五 一〇〇分の一二五 |
| 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の五一・一五 一〇〇分の五一・一五 | 一〇〇分の五〇 一〇〇分の五〇 |
| 時間勤務職員（特定幹部職員を除く。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の六一・一五 一〇〇分の六〇 | 一〇〇分の六〇 一〇〇分の六〇 |
| 時間勤務職員（特定幹部職員に限る。） | 六月 一二月 | 一〇〇分の六一・一五 一〇〇分の六〇 | 一〇〇分の六〇 一〇〇分の六〇 |

特列勤務手当

対して支給する手当を新設した。

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改定

任期付研究員の期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

| 区 | 分 | 支給月 | 改 | 正 | 後 | 現 | 行 |
|-----|-------------|----------|---|---|---|---|---|
| 二二月 | 一〇〇分の一五六・二五 | 一〇〇分の一五五 | | | | | |
| 一一月 | 一〇〇分の一五五 | 一〇〇分の一五五 | | | | | |

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料表の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

| 区 | 分 | 支給月 | 改 | 正 | 後 | 現 | 行 |
|-----|------------|-----------|---|---|---|---|---|
| 二二月 | 一〇〇分の七八・七五 | 一〇〇分の七七・五 | | | | | |
| 一一月 | 一〇〇分の七八・七五 | 一〇〇分の七八・五 | | | | | |

(三) 勤勉手当の改定

特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

| 区 | 分 | 支給月 | 改 | 正 | 案 | 現 | 行 |
|-----|----|------------|-----------|---|---|---|---|
| 二二月 | 六月 | 一〇〇分の八八・七五 | 一〇〇分の八七・五 | | | | |
| 一一月 | 六月 | 一〇〇分の七八・七五 | 一〇〇分の七八・五 | | | | |

4 特別職の職員等の期末手当の改定

(一) 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

| 区 | 分 | 支給月 | 改 | 正 | 後 | 現 | 行 |
|-----|------------|------------|----------|---|---|---|---|
| 二二月 | 六月 | 一〇〇分の一五七・五 | 一〇〇分の一五五 | | | | |
| 一一月 | 一〇〇分の一五七・五 | 一〇〇分の一五五 | | | | | |

5 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

(一) 報酬の改定

短時間勤務会計年度任用職員の報酬を、1(一)の職員の給与改定に伴い改定した。

(二) 期末手当の改定

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

| 区 分 | 支給月 | 改 正 後 | 現 行 |
|-----|-------------|------------|------------|
| 六月 | 一〇〇分の一〇八・七五 | 一〇〇分の一〇七・五 | 一〇〇分の一〇七・五 |
| 一二月 | 一〇〇分の一〇八・七五 | 一〇〇分の一〇七・五 | 一〇〇分の一〇七・五 |

(三) 勤勉手当の改定

短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

| 区 分 | 支給月 | 改 正 後 | 現 行 |
|-----|-------------|----------|----------|
| 六月 | 一〇〇分の一〇六・二五 | 一〇〇分の一〇五 | 一〇〇分の一〇五 |
| 一二月 | 一〇〇分の一〇六・二五 | 一〇〇分の一〇五 | 一〇〇分の一〇五 |

6 教育職員の給与改定

(一) 教育職給料表の加算額の改定等

教育職給料表(二)又は(三)の適用を受ける教育職員の給料月額に加算する額を次のとおり改定等した。

| 区 分 | 改 正 後 | 現 行 |
|------------------------|----------|--------|
| 教育職給料表(二)の職務の級が三級である職員 | 三〇、七〇〇円 | 七、七〇〇円 |
| 教育職給料表(二)の職務の級が四級である職員 | 二三、〇〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| 教育職給料表(三)の職務の級が三級である職員 | 二一、七〇〇円 | 非支給 |
| 教育職給料表(三)の職務の級が四級である職員 | 二四、二一〇〇円 | 非支給 |

(二) 諸手当の改定

(1) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当の限度額を一箇月当たり八千六百円に引き上げた。

(2) 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当

教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を次のとおり改定した。

| 区 分 | 改 正 後 | 現 行 |
|----------------------------|--------|--------|
| 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務を行う場合 | 八、〇〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| | | |

児童又は生徒に対する緊急
の補導業務を行う場合

八、〇〇〇円

七、五〇〇円

7 その他

- (一) 特地勤務手当に準ずる手当の改定に伴い、必要な経過措置を定めた。
- (二) 教育職給料表の加算額の改定等に伴い、必要な経過措置を定めた。
- (三) その他必要な改正を行った。

三 施行期日等

- 1 二1(一)並びに(二)(1)、(4)、(5)及び(6)並びに二2から5までについては、令和七年十一月二十六日から施行し、令和七年四月一日から適用する。
- 2 二6については、令和八年一月一日から施行する。
- 3 1及び2以外については、令和八年四月一日から施行する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（教育委員会）

一 改正の理由

人事委員会の令和七年九月三十日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額等を改定するため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

1 市町立学校職員の給与改定

(一) 紙料表の改定

市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 紙料表の加算額の改定

教育職給料表(イ)の適用を受ける教育職員の給料月額に加算する額を次のとおり改定等した。

| 区 | 分 | 改 正 後 | 現 行 |
|--------------|---------|-------------|--------|
| 職務の級が三級である職員 | 三一、七〇〇円 | 七、五〇〇円 | 非支給 |
| 職務の級が四級である職員 | 一四、二〇〇円 | | |

(三) 諸手当の改定等

(1) 多学年学級担当手当

多学年学級担当手当を廃止した。

(2) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当の上限額を一箇月当たり八千六百円に引き上げた。

(3) 多学年学級担当手当に相当する報酬

多学年学級担当手当に相当する報酬を廃止した。

2 教育職員の教職調整額の改定

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額を給料月額の百分の十に相当する額に引き上げた。

3 経過措置

(一) 市町立学校職員の給料表の加算額の改定等に伴い、必要な経過措置を定めた。

(二) 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の改定に伴い、必要な経過措置を定めた。

三 施行期日等

- 1 二一(一)については、令和七年十二月二十六日から施行し、令和七年四月一日から適用する。
- 2 二一(二)及び(三)、2並びに3については、令和八年一月一日から施行する。